

【ご参考】

<定款改正：顧問に関する規定を新設>

(顧問)

第 27 条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者および本会の発展に寄与した者のうちから理事会において任期を定め  
たうえで選任する。但し、本会を代表するものではない。

3 顧問は無報酬とする。

4 顧問は、会長の諮問に対し、意見を述べることができる。

<顧問規程改正：新旧対比表>

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の定款第 27 条に基づき、<u>顧問を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めたものである。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）の顧問制度について定めることを目的とする。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p>(顧問の種類)</p> <p>第 2 条 顧問は最高顧問、常任顧問及び顧問とする。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p>(最高顧問)</p> <p>第 2 条の 2 本会は会長若しくは会長により委任を受けた副会長の推薦があったとき 1 期以上本会役員（会長・副会長）の任あった者に最高顧問を委嘱することができる。</p> <p>2 本会は必要に応じて最高顧問に本会運営の諸会議への臨席若しくは本会運営に関する意見を求めることができる。</p> <p>3 本会は最高顧問に本会を代表して他機関の委員等へ就任することを求めることがある。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p>(常任顧問)</p> <p>第 2 条の 3 本会は会長若しくは会長により委任を受けた副会長の推薦があったとき一期以上本会役員（理事・監事）、消費生活研究所長及び事務局代表の任にあった会員に常任顧問を委嘱することができる。</p> <p>2 本会は必要に応じて常任顧問に本会運営の諸会議への臨席若しくは本会運営に関する意見を求めることができる。</p> <p>3 本会は常任顧問に本会を代表して他機関の委員等へ就任することを求めることがある。</p>
<p>(顧問)</p> <p>第 2 条 本会は会長若しくは会長により委任を受けた副会長の推薦があったとき次の各号の会員、並びに学識経験者に顧問を委嘱することができる。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第 2 条の 4 本会は会長若しくは会長により委任を受けた副会長の推薦があったとき次の各号の会員（<del>現職者を除く</del>）に顧問を委嘱することができる。</p>

<p>(1) 本会の業務執行に関する十分な知識経験に基づき、代表理事等に適時適切な助言を行える会員</p> <p>(2) 専門分野における知見に基づき、代表理事等に適時適切な助言を行える学識経験者</p>	<p>(1) 一期以上本会常設委員会の委員長及び副委員長の役職にあった会員</p> <p>(2) 学識経験又は業務執行に関し十分な知識経験を有する会員</p> <p>(3) 学識経験又は業務執行に関し十分な知識経験を有する者</p> <p>2 本会は支部長の推薦があったとき次の各号の会員（現職者を除く。）に顧問を委嘱することができる。</p> <p>但し、前項に該当するものを除く。</p> <p>(1) 一期以上当該支部の支部長、副支部長の役職にあった会員</p> <p>(2) 一期以上当該支部の支部常設委員会の委員長及び副委員長の役職にあった会員</p> <p>(3) 一期以上当該支部の会計監査の役職にあった会員</p> <p>(4) 一期以上当該支部の部会長及び分科会代表の役職にあった会員</p> <p>3 本会若しくは支部は必要に応じ顧問に諮問をすることができる。</p>
<p>(選任及び委嘱の方法)</p> <p>第 3 条 本会の顧問は、前条に該当する者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱する。</p>	
<p>(任期)</p> <p>第 4 条 本会の顧問の任期は、原則 2 年とする。</p>	
<p>(顧問の職務)</p> <p>第 5 条 顧問は、会長の諮問に対し意見を具申する。</p>	
<p>(報酬)</p> <p>第 6 条 顧問は無報酬とする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第 3 条 顧問（最高顧問、常任顧問及び顧問）は常勤の顧問（最高顧問、常任顧問及び顧問）を除き無報酬とする。</p>
<p>(解嘱)</p> <p>第 7 条 顧問が次の各号に該当したときはその委嘱を解くものとする。</p> <p>(1) 辞意の表明があった場合</p> <p>(2) 定款第 10 条の退会</p> <p>(3) 定款第 11 条の除名</p>	<p>(解 嘱)</p> <p>第 4 条 顧問（最高顧問、常任顧問及び顧問）が次の各号に該当したときはその委嘱をとかれたものとする。</p> <p>(1) 定款第 9 条の退会</p> <p>(2) 定款第 10 条の除名</p> <p>(3) 会長に対し辞意の表明があった後 14 日以上を過ぎたとき。但し、辞意の撤回があった場合を除く。</p>
<p>(顧問委嘱の停止)</p> <p>第 8 条 顧問が本会役員（理事・監事）に就任したときは就任期間中、顧問の委嘱を停止する。</p>	<p>(顧問委嘱の停止)</p> <p>第 4 条の 2 顧問（最高顧問、常任顧問及び顧問）が本会役員（理事・監事）に就任したときは就任期間中顧問の委嘱を停止する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず第 2 条の 2 第 3 項及び第 2 条の 3 第 3 項に基づく当該他機関委員等への就任者については最高顧問及び常任顧問の名称の使用について前項の規定を適用しない。</p>
<p>(実施細則)</p> <p>第 9 条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p>(実施細則)</p> <p>第 5 条 この規程に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。</p>
<p>(附 則)</p> <p>第 1 条 この規程は平成 2 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>第 2 条 第 2 条の 2 及び第 4 条の 2 の規定は平成 4 年 3 月 29 日から施行する。</p> <p>但し、改正以前の顧問には第 2 条の 2 及び第 4 条の 2 第 2 項の規定は適用せず従前の通りとする。</p> <p>第 3 条 第 2 条の 3 の規定は平成 10 年 3 月 28 日から</p>	<p>(附 則)</p> <p>第 1 条 この規程は平成 2 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>第 2 条 第 2 条の 2 及び第 4 条の 2 の規定は平成 4 年 3 月 29 日から施行する。</p> <p>但し、改正以前の顧問には第 2 条の 2 及び第 4 条の 2 第 2 項の規定は適用せず従前の通りとする。</p> <p>第 3 条 第 2 条の 3 の規定は平成 10 年 3 月 28 日から施</p>

<p>施行する。</p> <p>第 4 条 この規程の改正部分は平成 18 年 3 月 18 日から施行する。</p> <p>第 5 条 この規程の改正部分は平成 18 年 7 月 13 日から施行する。</p> <p>第 6 条 この規程の改正部分は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>第 7 条 この規程の改正部分は平成 27 年 3 月 7 日から施行し、平成 26 年 11 月 30 日から適用する。</p> <p><u>第 8 条 この規程の改正部分は、2020 年 6 月 13 日から施行する。</u></p>	<p>行する。</p> <p>第 4 条 この規程の改正部分は平成 18 年 3 月 18 日から施行する。</p> <p>第 5 条 この規程の改正部分は平成 18 年 7 月 13 日から施行する。</p> <p>第 6 条 この規程の改正部分は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>第 7 条 この規程の改正部分は平成 27 年 3 月 7 日から施行し、平成 26 年 11 月 30 日から適用する。</p>
---	--